

## 東京農工大学と山梨大学との大学間交流に関する包括協定書

東京農工大学と山梨大学（以下「両大学」という。）は、相互の大学間交流を促進するため、下記のとおり協定を締結する。

### 記

- 1、両大学は、教育・研究活動全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展に寄与することを目的として、包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。
- 2、本協定による主な連携項目は、次のとおりとする。
  - (1) 教員、研究者及び学生の交流
  - (2) 共同研究の実施
  - (3) 教育の連携
  - (4) 学術研究資料の交換
  - (5) その他、両大学が必要と認める事項
- 3、前項にあげる事項の実施に係る詳細については、必要に応じて、両大学の協議により別に定める。
- 4、本協定は2011年2月1日から2016年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、両大学の一方又は双方から協定の改廃の申し入れがないときは、2016年4月1日から1年更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。
- 5、本協定書に記載のない事項については、必要に応じて、両大学が別途協議することとする。

本協定締結の証として、正本2通を作成し、各1通を保有する。

国立大学法人東京農工大学  
学 長

小畑秀文

2011年 2月 / 日

国立大学法人山梨大学  
学 長

前田秀郎

2011年 2月 / 日